

1. 1990 年代後半に観察された被保護世帯割合の上昇は主として貧困世帯割合上昇によるものであり、世帯捕捉割合が上昇したわけではない。
2. 1990 年代に貧困世帯割合が上昇したのは、主として現役世代である。この間、60 歳以上の世代についてはむしろ再分配により貧困世帯割合は低下している。
3. 貧困の深さを表す貧困ギャップ比率 Q も現役世代で 1990 年代後半から上昇が見られる。一方、60 歳以上の世代については、 Q も低下しており不況下での我が国における再分配は現役世代に不利、引退者に有利に働いている。
4. 「乗り換えモデル」による初婚行動の説明で重要な親と同居している娘の生活水準と結婚後の生活水準を生活保護基準から求めた世帯貧困線所得と世帯所得の比で計算してみると、確かにバブル崩壊後の若年者の就業難・非正規労働化によって親と同居している方が有利な年齢の上限は上昇しているものの、所得再分配によって生じた上昇の方が大きい。このことは、不況下での我が国の再分配は、同じ現役世代のなかでも若年者に不利、相対的に年齢が上の世代に有利となっていることを示している。所得再分配に少子化対策という観点が必要である。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

(分担) 研究報告書

女性の働き方と所得格差

(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

分担研究者 森田陽子（名古屋市立大学経済学部）

研究要旨

平成 5、8、11、14 年の「所得再分配調査」を基に、世帯構造別の所得の状況を把握する。次に、結婚に伴う離職がその後の所得格差にどのような影響を与えるか、その所得リスクがどのようなものかを検討する。ここでは、未婚者と離別者といった婚姻の地位別の所得の状況を考察する。未婚者は何らかの形で就業を継続している者が多く、離別者は結婚や出産などによって、就業を中断している可能性が高い者と仮定し、離婚による所得低下のリスクを考える。また、離婚と所得の関係は因果関係が明らかではない。離婚によって所得が低下するのか、あるいは所得が高い者が離婚を選択する傾向があるのか、両方の関係が考えられる。ここではこの点についても考察を加える。

A 研究目的

本研究の目的は、世帯構造別の所得の状況を女性の就業状況を視点に把握することにより、結婚に伴う離職がその後の所得格差にどのような影響を与えるか、その所得リスクがどのようなものかを検討するとともに、離婚によって所得が低下するのか、あるいは所得が高い者が離婚を選択する傾向があるのかについて、考察することである。

B 研究方法

「所得再分配調査」の平成 5、8、11、14 年調査の再集計により、女性の働き方が多様化した結果、母子世帯か単独世帯か、あるいは夫婦共働きの世帯かどうかといった世帯構造の違いによって、どのような所得格差が発生しているのかを調べる。また、未

婚者と離別者といった婚姻の地位別の所得の状況を調べる。

C 研究結果

世帯構造別の平均当初所得を見ると、平均当初所得の水準は、母子世帯が一番低く、これは 4 時点全てで変化がない。また、母子世帯では所得の分散が小さく、他の世帯構造と比べて低い水準で狭い範囲でかたまっているという特徴がある。母子世帯に次いで、所得水準が低いのが単独(女)世帯である。夫婦のみの世帯をみると、有業人員 1 名以下と 2 名以上の間で 98 年、01 年と平均値の格差が拡大している。仮にこれが共働きの影響であるとするとき、女性が就業を継続するかどうかで家計の所得に大きな

格差がでており、それが拡大しているということになる。

母子世帯の離別者、単独(女)世帯の離別者、単独(男)世帯の離別者は、単独(女)世帯の未婚者、単独(男)世帯の未婚者の平均当初所得と比較すると、非常に低い水準に位置し、また、分布がより所得の低い層に偏っていることがわかる。

2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

D 考察

女性の働き方と所得格差との関係をみてきた。ここでの考察からいえることは、女性の働き方とそれに伴う生き方は所得水準に大きな影響を与えていたということである。母子世帯の場合、未婚で単独女性世帯の場合、あるいは夫婦で共働きの場合、あるいは子どもがいる場合と経済状況は様々に変化する。

E 結論

以上の分析から、女性のライフスタイルと働き方が多様になった反面、離婚やそれにともなう所得減少のリスクは大きいということが理解される。母子世帯の場合、子どもの存在を考慮すると単独(女)世帯よりも経済状況は厳しいものとなっていると思われる。このようなリスクを考えると、児童扶養手当などの経済支援も重要であるが、リスク回避の手段としては、結婚などの際に就業を中断しないということも重要であり、そのための支援の強化が必要である。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
(分担) 研究報告書

子どものいる世帯の所得格差と母親の就業
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

分担研究者 水落正明（お社の水女子大学 COE 「ジェンダー研究のフロンティア」）

研究要旨

所得格差に関する実証分析は多いが、子どものいる世帯に焦点をあてた分析は必ずしも多くない。子どもの welfare を考える上で、このような分析は充実していくべきである。この研究では、「所得再分配調査」昭和 62 年、平成 2,5,8,11,14 年の再集計に基づいて、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）の当初所得と再分配所得それぞれの所得格差をジニ係数と平均対数偏差（MLD）で計るとともに、カーネル密度推定を用いて所得分布の変化を計測する。その結果、ジニ係数と MLD の推計によれば、1995 年以降、母親のフルタイム就業世帯の所得格差が拡大し、2001 年でも他の二つの就業状況よりも格差が大きくなっていることが示された。

A 研究目的

子どもの welfare を考える上で、子どものいる世帯に焦点をあてた所得格差に関する実証分析は重要である。したがって、この研究では、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）の当初所得と再分配所得の所得格差を計るとともに、所得分布の変化を計測することを目的とする。

B 研究方法

「所得再分配調査」昭和 62 年、平成 2,5,8,11,14 年の再集計に基づいて、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイ

ム就業）の当初所得と再分配所得それぞれの所得格差をジニ係数と平均対数偏差（MLD）で計るとともに、カーネル密度推定を用いて所得分布の変化を計測する。

C 研究結果

カーネル密度推定した所得分布の異時点間の様子を 1986 年、1995 年、2001 年についてカーネル密度推定して比較すると、どの母親の就業形態（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）でも、モードでの密度関数の高さが低くなっている。ただし、専業主婦世帯とパートタイム世帯では 1986 年から 95 年にかけてモードでの所得

は上昇したが、1995年から2001年にかけて低下している。

母親の就業形態別にみた所得格差については、ジニ係数とMLDの推計によれば、1995年以降、母親のフルタイム就業世帯の所得格差が拡大し、2001年でも他の二つの就業状況よりも格差が大きくなっていることが示された。

D 考察

所得分布の推移をカーネル密度推定で調べた結果から、母親の就業形態の別により、世帯の所得分布及びその変化の仕方が異なっていることがわかった。

MLDによる要因分解によれば、1986年から1995年の所得格差拡大は、母親の就業形態別にみたグループ内格差が引き起こしており、グループ間格差と就業形態の構成比の変化は、むしろ格差を縮小する方向に働いていた。しかし、1995年から2001年にかけては、グループ間格差が格差拡大の要因に転じており、格差拡大に対してグループ内格差と同程度の寄与をするようになったと考えられる。

E 結論

子どものいる世帯の所得格差は、当初所得、再分配所得の双方で拡大している。母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）にみた場合、1995年以降、フルタイム世帯で所得格差が大きくなっている。MLDを用いた要因分解によれば、子どものいる世帯の近年の所得格差拡大は、就業形態別にみたグループ間格差の影響力が大きくなっていると考えられる。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

H 知的所有権の出願・登録状況

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

(分担) 研究報告書

先進諸国の年金改革の方向性と年金制度の再分配機能

主任研究者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究者 宮里尚三（日本大学経済学部）

研究要旨

先進諸国の公的年金にとって、高齢化による将来の給付の増加に対して、持続可能な制度とするための改革を行うことは重要な課題である。ただし、持続可能な年金財政を実現するための負担と給付の在り方については、今日どの国においても、世代ごとの負担と給付の関係が過度に相違しないようにする世代間の公平性と、同一世代内の所得格差の是正を図る世代内の公平性とが配慮されている。したがって、先進諸国における給付と負担の在り方をめぐる年金改革の動向、経済成長との関係、所得再分配機能について分析する。

日本については、年金制度の再分配効果を見るために、「所得再分配調査」(平成8年度・11年度・14年度)の再集計結果を利用して、雇用者所得のジニ係数と公的年金給付のジニ係数を推計した。(なお、年金受給者については、65歳で年金を受給していると想定している。) 雇用者所得と公的年金給付のジニ係数の比較においても、表1(日本)にある通り、雇用者所得のジニ係数は公的年金給付のジニ係数よりも高い値となっており、公的年金給付による所得の再分配効果が認められるという結果が得られた。

A 研究目的

持続可能な年金財政を実現するための負担と給付の在り方については、今日どの国においても、世代ごとの負担と給付の関係が過度に相違しないようにする世代間の公平性と、同一世代内の所得格差の是正を図る世代内の公平性とが配慮されている。したがって、先進諸国における給付と負担の在り方をめぐる年金改革の動向、経済成長との関係、所得再分配機能について分析する。

B 研究方法

先進諸国の年金制度改革の動向を文献研究とOECDによる年金制度の機能の類型

化に基づいて、整理する。年金制度の負担と給付の望ましい関係は、世代間の公平性と給付規模が経済成長に及ぼす影響をともに勘案する必要がある。年金の給付規模が経済成長に及ぼす影響については、OECD先進諸国各国の給付規模と経済成長率の時系列データを合わせてプールされたクロスセクション・データを作り、これを利用して固定効果モデルを用いた実証分析を行う。

公的年金制度の再分配機能については、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、雇用者所得のジニ係数と公的年金給付のジニ係数を推計し、比較を行う。

C 研究結果

年金給付の対前年変化率を説明変数とし、実質 GDP の成長率（対前年変化率）を被説明変数とする固定効果モデルの推定結果（推定期間は 1990 年から 2001 年まで）によれば、年金給付上昇率の係数は小さいもののマイナスの符号を示しているが、1 期前の年金給付上昇率の係数がプラスである。ことは、年金給付の伸び率が高いほど実質 GDP の成長率は鈍くなる傾向があるものの、その影響が持続して経済成長率がマイナスになるほど大きいものではないことを示唆している。

公的年金給付の再分配機能については、雇用者所得と公的年金給付のジニ係数の比較から、雇用者所得のジニ係数は公的年金給付のジニ係数よりも高い値となっており、公的年金給付による所得の再分配効果が認められるという結果が得られた。なお、女性の公的年金給付のジニ係数は平成 11 年に一旦上がるが、平成 14 年には低下傾向にあった。

D 考察

年金給付の対前年変化率と実質 GDP 成長率との関係については、年金給付上昇率の係数が小さいもののマイナスの符号であり、1 期前の年金給付上昇率の係数がプラスであることは、年金給付の伸び率が高いほど実質 GDP の成長率は鈍くなる傾向があるものの、その影響が持続して経済成長率がマイナスになるほど大きいものではないことを示唆している。

E 結論

近年、先進諸国の公的年金改革では、高齢化の進展に対して、賦課方式を年金財政の主たる財政方式としながらも、制度の持続可能性と経済成長との両立を図るために、積立方式の考え方や積立方式を部分的に含む構造へ変更することが試みられている。保険料率を固定あるいは将来的に固定しつつ、拠出総額に見合うように給付水準を維持するように年金給付を見直す手法は、我が国のみならず、ヨーロッパ諸国の年金改革で採られている手法である。この場合、高齢者の貧困や所得格差が拡大しないよう

にすることが同時に求められる。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表

「先進諸国の公的年金改革の展望」『社会保障制度改革—日本と諸外国の選択一』（東京大学出版会）第 1 章、2005 年

2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

(分担) 研究報告書

資産格差の国際比較—ルクセンブルク資産研究の動向— (我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

分担研究者

小島 克久

(国立社会保障・人口問題研究所応用分析研究部第3室長)

研究要旨：所得格差については、経済協力開発機構（OECD）やルクセンブルク所得研究（以下、LIS）で定められた枠組みの普及等により、包括的な所得格差の国際比較研究が可能になっているところである。その一方で、資産格差については、個々の国や特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積があるが、包括的な国際比較研究はあまり行われてこなかった。そのような中、LISでは、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003年から必要な検討を進め、2005年12月に暫定的なデータベース（β版）の整備状況と、これに基づく各国の資産保有状況について公表した。本研究では、LWSにおける資産統計の整備状況等について概観した。

A. 研究目的

我が国では、所得格差の拡大感が浸透する中、資産格差についても議論がある。しかし、国際比較については、各国のデータを全て入手し、資産の定義等を統一した形という意味での包括的な国際比較についてはあまり行われてこなかった。そのような中、ルクセンブルク所得研究（以下、LIS）では、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003年から必要な検討を進めてきた。その結果、2005年12月に一部の国について個票データベースの整備が済んだβ版が完成し、データが整備された国についての簡単な数値等が速報資料（以下、速報資料）として公表されたところである。

昨年度は、LWSにおける個票データ整備のための検討状況をまとめたところであるが、本論文では、そのフォローアップとして、その速報資料を元に資産格差の個票データベースの整備状況、個票データが整備された国（資産保有状況等について概観した。なお、我が国はLWSには参加していないため、同じ枠組みでの国際比較はできない。しかし、後者について、我が国のデータを参考資料として掲げることが可能な場合は、これを行った。

B. 研究方法

本研究では、LWSから公表されている会議録や資料から、参加国の数の他、個票データの整備状況、変数の統一の状況、資産保有の状況について概観し

た。我が国はLWSには参加していないが、対応する資産項目で相当する我が国データがある場合は、そのデータを合わせて示すこととした。それにより、我が国データを用いて資産格差の国際比較を行う場合の留意点が明らかになる。

（倫理面への配慮）

本研究は、LWSの公表資料や総務省統計局「全国消費実態調査」、「住宅・土地統計調査」や厚生労働省「国民生活基礎調査」の公表データを用いたものであり、個票データを用いた分析ではない。そのため、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

結果をまとめると以下のようになる。

①資産格差の包括的な国際比較研究は、これまであまり行われてこなかった。

そのような中、ルクセンブルク所得研究（LIS）では、ルクセンブルク資産研究（LWS）の検討グループを設置し、β版と名付けた暫定個票データベースを整備し、2005年12月にこれに基づく速報資料を公表した。

②LWSの参加国は2005年12月現在でカナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの9カ国である。しかし、β版では、上記の9カ国の中、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国について1998～2002年の個票データが整備されている。その他の国についても、順次デ

ータを整備する予定である。また、個票データの時系列での整備及び参加国の拡充も予定されている。

③β版に基づく資産保有状況（カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカ）について見ると、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデンで低く、マイナスの世帯の割合はイタリアで低い。預貯金はスウェーデンで保有世帯の割合が低いが、そのスウェーデンでは株式や投資信託を保有している世帯の割合が高い。居住用不動産については、スウェーデン以外で60%台の保有率である。

④我が国はLWSには参加していないが、それに対応する資産項目について調査している官庁統計が複数あり、現段階では、大まかな比較は可能であった。

D. 考察

LWSによる包括的な資産格差の国際比較の枠組みが整いつつあるが、我が国にとって、資産に関する議論が重要な背景の例を挙げると、次のようになる。
①我が国では、高齢者が多くの資産を保有していると言われており、その活用について議論することは、少子・高齢化の中で社会保障等の財源を確保するためにも重要な点である。
②その一方で、資産保有の状況に大きな格差があり、リバースモーテージ等の資産運用の仕組みを導入しても、少數の話題で終の高齢者を見て、いに高齢者に有利な制度の導入の結果を見たがる可能性もある。
③我が国では、高齢者が所有する土地や家屋が相続によって、子どもに受けからることは、その努力によらざりしもの世代の中で、本人のことにつながる可能性もある。こうした点から、資産格差についてもその状況を把握し、必要な分析を行う重要性がある。そうした意味からも、今回のLWSによるデータベースの構築は我が国にとっても参考となる資産格差分析のための枠組みを提示してくれるものであるといえる。

E. 結論

今回、LWSにより、暫定的（資産項目の定義の統一、参加国数等）であるとはいっても、資産格差の分析の国際比較の枠組みが整うこととなつた。これまでこうした枠組みがなかつた中、このことは非常に高く評価できることであり、LWS参加各国にとって、自国の資産保有や格差の相対的な位置を客観的に

把握することができるばかりでなく、我が国にとっても、資産格差の研究を進める上で大いに参考になるものである。ただし、LWSで整備された資産項目で、相当する我が国データが複数の統計にまたがっていることが分かった。そのため、仮に、我が国を含めた分析が可能になつたとしても、分析が特定の資産に限定される可能性があること、分析結果を見る際にはその点に留意する必要があるものと思われる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし

2. 学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
(分担) 研究報告書

所得格差要因としての所得変動リスクに対する行動
：日本人のリスクに対する行動に関する文献展望
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

分担研究者 澤田康幸（東京大学大学院経済学研究科）
研究協力者 能勢咲耶（東京大学大学院経済学研究科（現代経済専攻））

研究要旨

所得格差は、各人の所得を構成する所得項目個々の所得変動リスクが異なることによっても生じる。このような所得格差要因としての所得変動リスクについては、必ずしも十分な論点整理や分析方法の検討がなされてきたわけではない。したがって、リスクに対する行動に関する文献研究を行うことにより、日本の家計が、自然災害だけではなく、失業、世帯主や家族の事故・病気、経済政策の失敗、政治動乱など家計は予期せぬ様々なリスクに直面していることについて、どのように行動してきたかを展望する。

その結果、我が国では、災害などのリスクに対してはある程度予期されたリスクであるために、そのリスクに備えて予備的貯蓄が行われている可能性は高く、災害リスクに対して、貯蓄などを用いてリスクを補填するという行動をとることが示唆された。しかし、「家計を担うものの失業」というリスクに対する予備的貯蓄などの備えは十分ではなく、この失業を恒常所得の低下ととらえ、消費平準化の結果、消費水準を減少させる傾向にあることが分かった。

A 研究目的

所得格差は、各人の所得を構成する所得項目個々の所得変動リスクが異なることによっても生じる。このような所得格差要因としての所得変動リスクについては、必ずしも十分な論点整理や分析方法の検討がなされてきたわけではない。したがって、リスクに対する行動に関する文献研究を行うことにより、日本の家計が、自然災害だけではなく、失業、世帯主や家族の事故・病気、経済政策の失敗、政治動乱など家計は

予期せぬ様々なリスクに直面していることについて、どのように行動してきたかを展望する。

B 研究方法

文献サーベイ
(倫理面への配慮)
個人情報は扱っていないので、特に倫理的配慮が必要な点はない。

C 研究結果

日本人は主に自分の貯蓄の取り崩しによってリスクに対処し、借り入れ、保険などにはそれほど頼らない」ということが分かった。しかし、自己保険は非効率的であり、借り入れ市場、保険市場、社会保険制度などが完備していないがために、人々が自己保険に頼っているのだとしたら、これらの市場・制度を整備するべきであり、整備することによって人々の効用を高めることができる、との政策的インプリケーションを得ることができる。

家計を担うものの失業という所得ショックに対して、家計が貯蓄ではなく消費を抑制することで対応していることを予測する分析によれば、失業が急増した1990年代半ば以降、日本家計の貯蓄率が大きく低下した可能性は低い。これは、貯蓄という自己保険を使って消費の平準化を図るのではなく消費水準を抑制させているのだとすれば、失業ショックが家計構成を大きく低下させる可能性があることが示されている。

D 考察・結論

我が国では、災害などのリスクに対してはある程度予期されたリスクであるために、そのリスクに備えて予備的貯蓄が行われている可能性は高く、災害リスクに対して、貯蓄などを用いてリスクを補填するという行動をとることが示唆された。しかし、「家計を担うものの失業」というリスクに対する予備的貯蓄などの備えは十分ではなく、この失業を恒常所得の低下ととらえ、消費平準化の結果、消費水準を減少させる傾向にあることが分かった。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

H 知的所有権の出願・登録状況

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

所得格差と生活実態に着目した再分配政策の条件に関する調査
—「働き方と所得再分配の在り方に関する調査」アンケート調査—
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

主任研究者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究者 橋木俊詔（京都大学大学院経済学研究科）

チャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所）

高木真吾（北海道大学大学院経済学研究科）

前川聰子（関西大学経済学部）

吉田有里（甲南女子大学人間環境学部）

研究要旨

この調査は、低所得が一時的か恒常的かの別により、所得変動が所得格差と社会保障への人々の意識に及ぼす影響に着目しながら、所得再分配政策の在り方に関する調査を行うことを目的とする。また、社会保障への意識に関連する健康と医療・介護の必要性などと所得格差との関連性については、現在、OECDの国際比較研究で調査項目の枠組みが検討されていることから、本調査ではこのようなOECDの研究動向を踏まえた調査項目を含めつつ調査票を設計・作成し、これに対する回答を集計して、研究の目的に応える実証分析のための基礎的データを構築する。

調査方法は、業務委託によるアンケート調査とする。調査対象は、全国のモニターを利用した20歳以上70歳未満の男女、800サンプルである。調査の結果、年齢があがつてからの転職では所得が下がる人の割合が上がり、過去と現在の所得の変化を見ると所得が下がった人の割合が多い。

こうした状況があるため、OECD諸国における我が国の所得格差の現状については、ジニ係数が我が国より低い北欧や西ヨーロッパ諸国のように政府が格差是正をするのがよいと答えた人の割合が6割以上となっている。国民年金加入者について見ると、定額の保険料では所得が下がったときに払いにくいため所得比例の保険料負担の方が払い易くなると答える人の割合が45%以上を占めた。調査結果から、所得変動と所得格差の現状を踏まえると、格差是正のための社会保障政策を人々は求めており、所得変動を踏まえたよりよい負担方法を検討することが重要であることが示唆された。

A 研究目的

この調査は、低所得が一時的か恒常的かの別により、所得変動が所得格差と社会保障への人々の意識に及ぼす影響に着目しながら、所得再分配政策の在り方に関する調査を行うことを目的とする。

社会保障への意識に関連する健康と医療・介護の必要性などと所得格差との関連性については、現在、OECDの国際比較研究で調査項目の枠組みが検討されていることから、本調査ではこのようなOECDの研究動向を踏まえた調査項目を含めつつ調査票を設計・作成し、これに対する回答を集計して、研究の目的に応える実証分析のための基礎的データを構築する。

B 研究方法

この調査は、低所得が一時的か恒常的かの区別を行うため初期時点と見なす時点の所得と調査時点の所得を把握するため、現在の所得と消費について尋ねるとともに、リトルスペクティブに所得と消費の変動を尋ねる。また就業状態についても、現在の就業状態に加えて、転職経験と転職に伴う所得変動をリトルスペクティブに尋ねる。社会保障に対する意識については、OECDの所得格差比較研究プロジェクトに対応してOECD諸国における我が国の所得格差に関する意識を尋ねる。所得格差の是正には、年金・医療の負担と給付を通じた方法や、育児と就業の両立支援を通じた女性の賃金・所得の上昇を図る方法などがある。本調査では、所得格差に関する意識についても調査する。

調査方法は、業務委託によるアンケート調査とする。調査対象は、全国のモニターを利用した20歳以上70歳未満の男女、800サンプルである。

(倫理上への配慮)

業務委託によるアンケート調査の結果得られたデータの取り扱いにおいては、個人が特定できない方法でデータベースを作成し集計すること、データの流出・毀損等を防ぐことなど細心の注意を払ったので、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C 研究結果

有効回答サンプルについて見ると、平均転職回数は2.7回、転職を含む現在の職に就いた年齢の平均は31.7歳、現在の職業に変わったとき所得が上がった人の割合（有効回答に占める割合、以下同様）は29%、下がった人の割合は37%であった。1回前の転職では、所得が上がった人の割合は26%、下がった人の割合は25%、変わらなかつた人の割合は43%であった。さらに、2回前の転職では、所得が上がった人の割合は22%、下がった人の割合は21%であった。若い時期の（2回前の）転職に比べて、年齢があがってからの（現在の職に就く前の）転職では、所得が下がる人の割合が増えている。

昨年の所得と一年前の所得を比較すると、所得が上がった人の割合(12%)よりも所得が下がった人の割合(34%)が多かった。

こうした状況があるため、OECD諸国における我が国の所得格差の現状については、ジニ係数が我が国より低い北欧や西ヨーロ

ツバ諸国のように政府が格差是正をするのがよいと答えた人の割合が 6 割以上となっている。国民年金加入者について見ると、定額の保険料では所得が下がったときに払いにくいため所得比例の保険料負担の方が払い易くなると答える人の割合が 45%以上を占めた。

D 考察・結論

調査結果から、所得変動と所得格差の現状を踏まえると、我が国の所得格差を北欧や西ヨーロッパ諸国の水準に是正していくことを指示する人の割合が高いこと、そのためには社会保障政策の重要性を人々は理解していることが判明した。また社会保障の給付と負担については、所得変動を踏まえたよりよい負担方法を検討することが重要であることが示唆された。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

III. 研究報告(平成17年度)

1. 我が国の所得格差と所得再分配効果に関する分析 ：バブル期から現在までのデータから

＜分担研究者＞

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部室長

小島 克久

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 17 年度報告書

我が国の所得格差と所得再分配効果に関する分析
：バブル期から現在までのデータから¹

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

高度経済成長により国民の生活水準が向上した 1960 年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。しかし橋木（1998）等の指摘によると我が国の所得格差は拡大傾向にある。実際に、我が国の所得格差の指標であるジニ係数を厚生労働省「所得再分配調査」の結果で見ると、1987 年には 0.3382 であったものが、2002 年には 0.3812 へと上昇している（再分配所得（社会保障給付や課税後の所得）の場合）。その一方で、税や社会保障による所得再分配効果は大きくなる傾向にあり、1987 年に 16.5% であった改善度（税や社会保障による所得再分配後（再分配所得）のジニ係数が、それらが行われる前（当初所得）のジニ係数に対してどの程度低下したかを示す数値）が、2002 年には 23.5% へと上昇している。このように、我が国は所得格差が拡大する中、所得再分配も機能している社会であると言うことが出来る。

しかしながら、国民的な所得格差拡大感がある中²、どういった人々が所得再分配の恩恵を受けているのであろうか。これまでにも所得再分配機能に関する研究は多く行われてきた。例えば、高山・有田（1996）、厚生省（1999）によると、高齢者に相当の所得再分配が行われていることが所得再分配調査の当時の個票データにより証明されている。ただし、この分析は年齢別の一人あたり所得で行っており、分析が世代間の所得再分配機能の証明に重点が置かれている。また、大竹（2005）は、1981 年と 1993 年の「所得再分配調査」のデータを用いて、1980 年代を中心とした分析を行っている。その結果によると、所得再分配機能は、若年層から高齢層への移転が中心であるとしている。

1980 年代後半のバブル期、その後の「失われた 10 年」と呼ばれる経済不況の間にこうした所得再分配効果はどういう機能し続けてきたのであろうか。そこで、本論文では、まず、男女、年齢、世帯構造別に所得格差の状況を概観し、その後、所得再分配機能がどのような人々の間で機能しているかについて検証する。

2. 使用データと所得の定義等について

（1）使用データ

厚生労働省「所得再分配調査」³の 1987 年、1993 年、2002 年調査の個票を用いて、後

¹ 本論文は、平成 16～17 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究』において行われた、厚生労働省「所得再分配調査」の再集計結果を引用・活用した。この場を借りて、御協力いただいた方々に厚く御礼申し上げたい。

² 内閣府「国民生活選好度調査」によると、「収入や財産の不平等が少ないと」について、「ほとんど満たされていない」人の割合は、1984 年の 14.6% から 2002 年には 22.4% へと上昇している。

³ 「所得再分配調査」とは、社会保障制度並びに租税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働

述する指標等を算出した。同調査においては、前年の所得を調査するので、1986年、1992年、2001年の所得を分析することになる。

(2) 所得の定義、所得格差指標

本論文では、所得水準や所得格差に関する指標の集計方法であるが、OECD "Income Distribution Project"⁴等で定められた仕様に基づいて所得を定義したり、ジニ係数を求めたりした。

まず、分析対象は世帯員であるので、一人当たり所得を用いることとした。ただし、一人あたり所得の算出に当たっては、個人が所属する世帯の規模の違いを考慮するために、等価尺度を用いた⁵。等価弹性値として0.5を用い、以下の式から算出した。

$$W = D/S^{0.5}$$

(W : 一人当たり所得、D : 世帯所得、S : 世帯員数、0.5 : 等価弹性値)

所得再分配効果の測定のため、当初所得と可処分所得の2つの所得を算出した。前者は①雇用者所得、②農耕畜産所得、③事業所得、④家内労働所得、④財産所得（利子・配当金、家賃・地代）⑤その他の私的移転（個人年金、退職金、生命保険からの給付金等）で構成される、後者は当初所得に⑥社会保障給付（公的年金・恩給、その他の社会保障給付）、を加え、⑦直接税（所得税、住民税、固定資産税、自動車税）と⑧社会保険料を控除したものである。前者は自らの就労や財産運用による所得であり、後者は税や社会保障による所得再分配後の所得である。両者の所得水準の比較をするだけでも、所得再分配が機能しているか否かを分析することも可能である。

次に、所得格差の指標として、最もよく知られた所得格差指標であるジニ係数（The Gini index）を算出した。ジニ係数の計算式は以下の通りである。

$$Gini = \left(\frac{2}{\mu \cdot n^2} \cdot \sum_{k=1}^n k \cdot W_k \right) - \frac{n+1}{n}$$

注：W_k は個人 k の一人あたり所得（k は昇順で並べた順位）、n は世帯員数、μ は一人あたり所得の算術平均。

行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として厚生労働省が実施している調査である。調査では社会保障給付の受け取りや、税及び社会保険料を負担する前の当初所得と、これらの受け取りや負担をした後の再分配所得が調査されている。調査は昭和37年から昭和47年までは5年おき、昭和47年以降は3年おきに実施されている。最近の調査結果は平成14年調査のものがあり、「国民生活基礎調査」の対象世帯の内、約1万世帯を対象に実施された。医療の現物給付の給付額など社会保障給付を広く捕捉するところに特徴がある。

⁴ OECDで行われている研究プロジェクトであり、加盟国の所得（水準、格差等）に関する分析を行うことを目的としている。古くは Sawyer(1976)による OECD 加盟国の1970年頃の世帯所得の格差等に関する分析があった。近年の分析では、所得の定義などは Luxembourg Income Study で用いられている方法と基本的には同じである。なお、このプロジェクトは過去に行われた実績があり、詳細は OECD (1996)、経済企画庁経済研究所 (1998年) を参照。最新の結果は、OECD (2004), "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s" 及び金子・小島・山田 (2005) を参照のこと。

⁵ 住居費等の世帯員全員で共通に消費する性格のものは、世帯員数が増加しても必ずしも比例的に支出が増加するわけではない、という考え方を背景に採られている方法である。本論文では世帯員数の平方根で世帯可処分所得を除する方法を探ったが（詳細は Atkinson (1995) を参照）、世帯構成員の年齢別の生計費などを元に等価尺度を設定する方法もある（詳細は河野（1987）、高山・有田（1996）を参照のこと）。

さらに、税や社会保障が所得格差に与える影響を分析するには、当初所得のジニ係数と可処分所得のジニ係数の変化を見る必要がある。そこで、両者のジニ係数の変化率を改善度として算出する。計算式は以下の通りである。

$$\text{改善度} = (\text{当初所得ジニ係数} - \text{可処分所得ジニ係数}) \div \text{当初所得ジニ係数}$$

この数値が大きいほど、税や社会保障による所得再分配が大きく機能していることが分かる。本論文では所得格差の「改善度」を男女・年齢・世帯構造別に算出し、所得再分配機能がどの集団に対して機能しているかを明らかにした。

3. 分析結果

(1) ジニ係数の状況

(a)男女・年齢別

当初所得ベースのジニ係数を見ると、男女とも、若年者で低く、高齢者で高くなっている。2002年の数値で見ると、男性の場合、15~59歳では0.321~0.363の間に分布しており、格差の現れ方は安定的である。60歳以上からジニ係数は上昇し75~79歳の0.719でピークに達するが、80~84歳で0.671、85歳以上でも0.678と高い水準となっている。女性の場合、15~54歳までは0.335~0.368の間に安定している。その一方で55歳以上では上昇傾向にあり、75~79歳で0.676とピークになり、その後の年齢階級では低下している。それでも、75歳以上で最も低くなる85歳以上でも0.588の水準にある。

1987年からの時系列の動きを見ると、ジニ係数が安定している年齢階級とそうでない年齢階級が明確に分かれている。男性では、30~49歳と65歳以上で、女性では30~44歳と60歳以上でジニ係数が上昇傾向にある。その一方でその他の年齢階級では安定的に推移している。このように現役世代と高齢世代の2つでジニ係数が上昇しているが、前者では、年功序列から実績主義的な賃金構造への変化等が背景として考えられる。後者については、核家族化の進展による単独世帯や夫婦のみの世帯の増加により、就労による所得がない世帯にいる者（高齢者）が増えたことが背景にあるものと思われる（図1,2）。

一方、可処分所得ベースでのジニ係数を見ると年齢による格差は、当初所得に比べて著しく小さくなる。2002年の数値で見ると、男性では15~54歳の間では0.281~0.327の間に分布している。60歳以上では当初所得ほどではないがジニ係数は上昇し、60~64歳で0.389となる他、75~79歳で0.390となっている。女性では若年層で若干高く、15~19歳、20~24歳ではそれぞれ0.325、0.335となっているが、25~49歳までは0.302~0.316の間に安定している。50歳以上でジニ係数は上昇するが、特に55歳以上では0.346~0.397の水準となっている。このように、可処分所得で見たジニ係数も高齢者で高くなっている。

1987年以降の時系列での動きを見ると次の通りである。男性の場合ジニ係数は30~49歳で上昇傾向にあり、高齢層では一部の年齢で上昇が見られるものの、（高齢者の全年齢に共通して見られるという意味での）一貫した上昇傾向にはなっていない。その一方で女性の場合、15~24歳、30~44歳の他、55歳以上で上昇傾向にある。現役世代の場合、当初所得段階で現れる格差が税や社会保障によって解消されないことが考えられる。高齢者の場合、年金の給付等が手厚い一方で、年金等の所得が低い一人暮らし等の女性の単独世帯が増えていることがこのような時系列での変化となって現れているものと思われる（図3,4）。

(b)世帯構造別

次に、世帯構造別にジニ係数を見ていくことにする。世帯について同じタイプのもの

でも、男女や年齢によりその性格が異なるので、世帯構造別のジニ係数は男女・年齢階級別に求めた。ただし、サンプル数の関係から、15歳以上の年齢別に15～34歳、35～64歳、65歳以上の3区分とした。

まず、当初所得で見たジニ係数を2002年の数値で見ると、男女とも、65歳以上の単独世帯、夫婦のみの世帯で高い。2つの世帯のジニ係数は男女ともに0.8強の水準となっている。その一方で、高齢者間でジニ係数が最も低いのは、三世代世帯であり、男女とも約0.3程度の水準にある。三世代世帯の場合、その所得に同居している家族の所得が含まれるため、所得格差は、高齢者だけの世帯に比べて小さくなるものと思われる⁶。実際に、三世代世帯に属する者のジニ係数は15～34歳、35～64歳でも大きく変わらない。現役世代のジニ係数を見ると、35～64歳では、女性の単独世帯と夫婦のみの世帯で0.5を超える水準にある。15～34歳では総じてジニ係数は低めであるが、女性の片親と子どもから成る世帯で0.4程度の水準となっている。前者については、高齢期に近い者がいる一方で、夫婦の間で妻が就労している場合とそうでない場合で所得格差が現れやすくなることが考えられる。そして、後者については、母子世帯で低所得者が多くなることが背景にあるものと思われる。1987年以降の時系列で見た場合、ジニ係数の上昇傾向が見られない世帯が多い中、高齢者の世帯の間では、夫婦と子どもから成る世帯や片親と子どもから成る世帯でジニ係数が上昇している（図5,6）。

次に、可処分所得で見たジニ係数を2002年の数値で見ると、当初所得に比べて世帯間の格差は小さくなる。特に、高齢者においてジニ係数が高かった単独世帯と夫婦のみの世帯のジニ係数は他の世帯とあまり変わらなくなっている。その背景には、高齢者に対する年金等の社会保障給付が行われた結果、世帯類型間のジニ係数の格差が縮小したものと考えられる。現役世代のジニ係数を見ると、35～64歳では、女性の単独世帯が0.4を超える水準にある。15～34歳では総じてジニ係数は低めであるが、女性の片親と子どもから成る世帯で0.4を少し下回る水準と、同じ年齢階級の中では高めの水準となっている。後者については、母子世帯への社会保障等による支援があるものの、その効果は高齢者ほど大きくなっていることが考えられる。1987年以降の時系列で見た場合、サンプル数のためか、男性についてはジニ係数の動きについて明確な傾向は見られないが、女性については比較的安定的な傾向が見られる（図7,8）。

（2）ジニ係数改善度（所得再分配効果）の状況

(a)男女・年齢別

上で述べたジニ係数の改善度を測ることで、税や社会保障による所得再分配効果の大きさを見ることが出来る。まず、男女年齢別にこれを見ると、以下のようにになる。

男性の場合、60歳以上で改善度は大きくなる。2002年のデータで見ると、15～59歳では6.5～14.7%の改善度にとどまっている。その一方で60歳以上では、60～64歳が21.5%であるのに対して、70～74歳では49.9%にまで上昇する。その後は40代後半で推移している。女性の場合にも男性と同様の傾向が見られ、15～59歳では改善度は6.5～15.9%にとどまっているが、60～64歳では30.5%、65～69歳では46.4%にまで上昇する。しかし、70歳以上では改善度は低下しているところが男性と異なる。それでも85歳以上では32.4%の改善度となっている。1987年からの時系列で見た場合、男女ともどの年でも60歳以上で改善度が高くなっている。時系列での変化を見ると、男女とも65歳以上で改善度が上昇している。高齢者で改善度が高い背景であるが、我が国の社会保障給付が高齢者主

⁶ 我が国の場合、子どもと同居する高齢者が2001年で48.4%である（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。そのため、高齢者の純粋な所得格差を見るには、高齢者個人の所得に着目した分析が一つの対応である。高齢者個人の所得に関する分析は、厚生省（2000）、小島（2004）を参照。